

霧島市職員の給与に関する条例等の一部改正について

霧島市職員の給与に関する条例等の一部を次のように改正する。

令和2年11月24日提出  
霧島市長 中 重 真 一

霧島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(霧島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 霧島市職員の給与に関する条例（平成17年霧島市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 霧島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項及び第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

(霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成30年霧島市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第4条 霧島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

人事院勧告及び鹿児島県人事委員会の職員の給与に関する報告に鑑み、一般職の職員の期末手当の額を改正するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。